

令和5年度第7回農業委員会総会議事録

開会月日	令和5年10月25日(水)	開議の時刻	午前10時40分			
場 所	市総合会館3階 303会議室	閉議の時刻	午前11時38分			
議 長	東松山市農業委員会 長 野村 孝行					
委員の出席状況						
農業委員	席次番号	氏 名	摘 要	席次番号	氏 名	摘 要
	1	松崎 昭三	出 席	7	藤野 香織	出 席
	2	杉浦 勉	〃	8	松本 禮子	〃
	3	島田 安三	〃	9	荒川 光明	〃
	4	千葉 有美子	〃	10	久保田 節子	〃
	5	宇津木 昭一	〃	11	野村 孝行	〃
	6	鹿田 明	〃			
農地利用最適化推進委員	担当地区	氏 名	摘 要	担当地区	氏 名	摘 要
	松 山	加藤 周二	出 席	高 坂	木村 正雄	出 席
		利根川 里美	〃		坂上 夏苗	〃
	大 岡	大木 幹雄	〃		田口 豊	〃
		橋本 隆	欠 席	野 本	新井 勝美	〃
		宮永 貞夫	出 席		飯嶋 徳造	〃
	戸井田 貞義	〃	加藤 喜之		欠 席	
	唐 子	山田 弘明	〃		山下 哲生	出 席
		小澤 謙一	〃			
	議題等	<ul style="list-style-type: none"> ・農地法の規定に基づく諸申請及び届出等の審議の件 ・その他 				
公開・非公開の別	公開					
傍聴者数	(会議を公開した場合) 0人					
非公開の理由	(会議を非公開にした場合)					
議 事 参 与 者						
事務局	氏 名	摘 要				
事務局長	松崎 一祐	出 席				
副主幹	荒能 豊	〃				
主 任	福島 誠	〃				

議 案	議 事 顛 末	
<p>議案第 1 号 農地法第 3 条 の規定による 許可申請承認 の件</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条 の規定による 許可申請承認 の件</p>	1 開 会	<p>副会長は委員の出席が定数に達している旨報告し、開会を宣言する。</p>
	2 議事録署名委員の選任について	<p>議長は署名委員に下記 2 名を選任し、全員これに同意する。 4 番 千葉 有美子 委員 5 番 宇津木 昭一 委員</p>
	議事の訂正	<p>事務局より、議案第 3 号 6 番について、取り下げのため総会資料から削除をする旨の説明がなされた。</p>
	3 議 事	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 野本地区・杉浦委員より、1 番の申請について、美土里町在住の申請人（受人）より、志木市在住の申請人（渡人）が、大字古凍地内に所有する農地（畑 1 筆）を、受人は農業経営開始のため、渡人は高齢手不足で農業経営縮小のため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。受人の所有農地は現在ないが、年間の従事日数の予定が 150 日を超えることを申請書類等から確認できるため、許可相当であるとの報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請承認の件について</p> <p>1 番の申請について 唐子地区・荒川委員より、1 番の申請について、大字石橋在住の申請人が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、専用住宅（申請者居住用）に転用したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、専用住宅（申請者居住用）の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。 議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p>

議案第 3 号
農地法第 5 条
の規定による
許可申請承認
の件

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認の件について

1 番の申請について

松山地区・千葉委員より、1 番の申請について、岐阜県多治見市に所在する申請人（受人）としての法人より、大字東平在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字東平に所有する農地（畑 3 筆）を、太陽光発電所に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、太陽光発電所の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

島田委員より、東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例が 7 月に施行されたが、本案件は条例に基づくどの段階でこの申請に及んだのかを確認したい、との質問がなされた。

事務局より、地域住民への説明会が終わり、条例に基づく届出を提出した段階である旨の説明がなされた。

島田委員より、太陽光発電は条例により抑制方針になったと思うので、他の案件と違い事務局からも詳細な説明が必要だと思ふ旨の意見がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

2 番の申請について

松山地区・千葉委員より、2 番の申請について、箭弓町 1 丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、松山町 2 丁目在住の申請人（渡人）外 1 名が、松山町 2 丁目地内に所有する農地（畑 4 筆）を、駐車場に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、駐車場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

3 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、3 番の申請について、熊谷市在住の申請人（受人）より、大字石橋在住の申請人（渡人）が、大字石橋地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自動車修理工場に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされ

た。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自動車修理工場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

4 番の申請について

唐子地区・荒川委員より、4 番の申請について、東京都千代田区に所在する申請人（受人）としての法人より、元宿 1 丁目在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字新郷地内に所有する農地（畑 11 筆）を、貸倉庫に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、貸倉庫の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

事務局より、本案件は市の企業誘致の成果である旨補足説明がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

5 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、5 番の申請について、坂戸市在住の申請人（受人）より、大字高坂在住の申請人（渡人）が、大字高坂地内に所有する農地（畑 1 筆）を、自己用住宅に転用するため、使用貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。

議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。

(6 の申請について、総会資料から削除された)

7 番の申請について

高坂地区・鹿田委員より、7 番の申請について、松本町 2 丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、大字宮鼻在住の申請人（渡人）外 2 名が、大字毛塚地内に所有する農地（畑 1 筆：田 2 筆）を、工事現場の仮設用地に一時転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査

<p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による 利用権設定承認の件</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集</p>	<p>の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、農用地区域内農地であるが、工事現場の仮設用地の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>8 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、8 番の申請について、本町 2 丁目に所在する申請人（受人）としての法人より、大字上野本在住の申請人（渡人）が、大字上野本地内に所有する農地（畑 1 筆）を、資材置場に転用するため、賃貸借権を設定したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、資材置場の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>9 番の申請について</p> <p>野本地区・杉浦委員より、9 番の申請について、美原町 1 丁目在住の申請人（受人）より、砂田町在住の申請人（渡人）外 1 名が、大字柏崎地内に所有する農地（畑 4 筆）を、自己用住宅に転用するため、所有権を移転したい旨の申請がなされた。現地調査の結果、申請地は農地として保全管理されている。また、住宅の用に供する施設が連たんしている区域で、農地の区域の規模が 10 h a 未満であるため第 2 種農地と判断され、自己用住宅の必要性が認められるため、事情やむを得ず許可相当である旨の報告がなされた。</p> <p>議長は全員に審議を求め、内容審議の結果、これを承認した。</p> <p>議案第 4 号 農用地利用集積事業による利用権設定承認の件について</p> <p>議長は事務局に説明を求め、事務局から市の告示決定に先立ち承認を求められている件である旨、また利用権設定の申し出内容が経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨の説明が行われる。</p> <p>内容審議の結果、51 筆の利用権設定を承認した。</p> <p>議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（案）の件について</p>
---	---

<p>積等促進計画 (案) の件</p>	<p>野村議長が利害関係者のため、久保田職務代理が議長を代理する。</p> <p>議長は市農政課に説明を求め、市農政課から「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 2 項に基づき、農地中間管理機構から東松山市に対して「農用地利用集積等促進計画案」の作成を求められたため、同第 19 条第 3 項に基づき、東松山市から農業委員会に意見を聴くよう求めがあった旨の説明が行われる。</p> <p>議長は全員に意見を求め、内容審議の結果、「意見なし」として、これを承認した。</p>
<p>報告事案 農業委員会会 長専決規定に よる農地法に 基づく届出報 告の件</p>	<p>事務局報告案件</p> <p>野村会長が、議長を久保田職務代理から交代する。 議長は事務局に説明を求める。</p> <p>農地法第 3 条の 3 権利取得届出報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>農地法第 5 条転用届出報告の件 事務局から説明が行われ、3 件を確認する。</p>
<p>その他</p>	<p>農地所有適格法人の報告の件 事務局から説明が行われ、2 件を確認する。</p> <p>島田委員より、農地所有適格法人の報告について、事業年度終了後 3 ヶ月を経ても報告がなされない場合過料も発生するため、確認のためにも毎月報告がなされていない法人の有無について報告をしてもらいたい旨の意見がなされた。</p> <p>農業委員会総会の開催について 次回開催日 令和 5 年 11 月 27 日 (月) 午前 10 時 20 分～ 会 場 市総合会館 3 階 303 会議室 午前 11 時 38 分議長は今回上程した議案について審議を終了した旨を告げ、令和 5 年度第 7 回総会を閉じた。</p> <p>以上の顛末に相違ないことを証するため署名する。 令和 5 年 11 月 27 日</p> <p style="text-align: right;">議長 野村 孝行</p> <p style="text-align: right;">委員 千葉 有美子</p> <p style="text-align: right;">委員 宇津木 昭一</p>